

重要給水施設管路耐震化事業

事業者選定基準

令和 6 年 10 月

燕・弥彦総合事務組合

## 【事業者選定基準】

### 目 次

1 事業者選定基準の位置づけ .....	1
2 事業者選定の概要 .....	1
1) 事業者選定の方式 .....	1
2) 事業者選定の方法 .....	1
3) 事業者選定の体制 .....	1
3 優先交渉権者決定の手順.....	2
4 応募資格の審査.....	3
1) 応募資格の審査.....	3
ア) 応募資格審査書類の審査.....	3
イ) 応募資格要件の審査 .....	3
2) 応募資格審査結果の通知.....	3
5 提案評価.....	3
1) 提案書類の確認.....	3
2) 提案内容の審査.....	3
ア) 提案内容の審査 .....	3
イ) 得点化方法 .....	6
3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定 .....	7
ア) 総合評価点の算定 .....	7
イ) 最優秀提案者等の選定 .....	7
4) 優先交渉権者の決定.....	7
5) 審査結果の通知及び公表.....	7

## 1 事業者選定基準の位置づけ

重要給水施設管路耐震化事業 事業者選定基準（以下、「事業者選定基準」という。）は、燕・弥彦総合事務組合（以下「本組合」）が重要給水施設管路耐震化事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うのに際し、選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

## 2 事業者選定の概要

### 1) 事業者選定の方式

本事業を実施する事業者には、本事業の対象施設の設計及び工事に関する技術やノウハウが求められる。事業者の選定にあたっては、提案価格のほかに、提案価格以外の技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 2) 事業者選定の方法

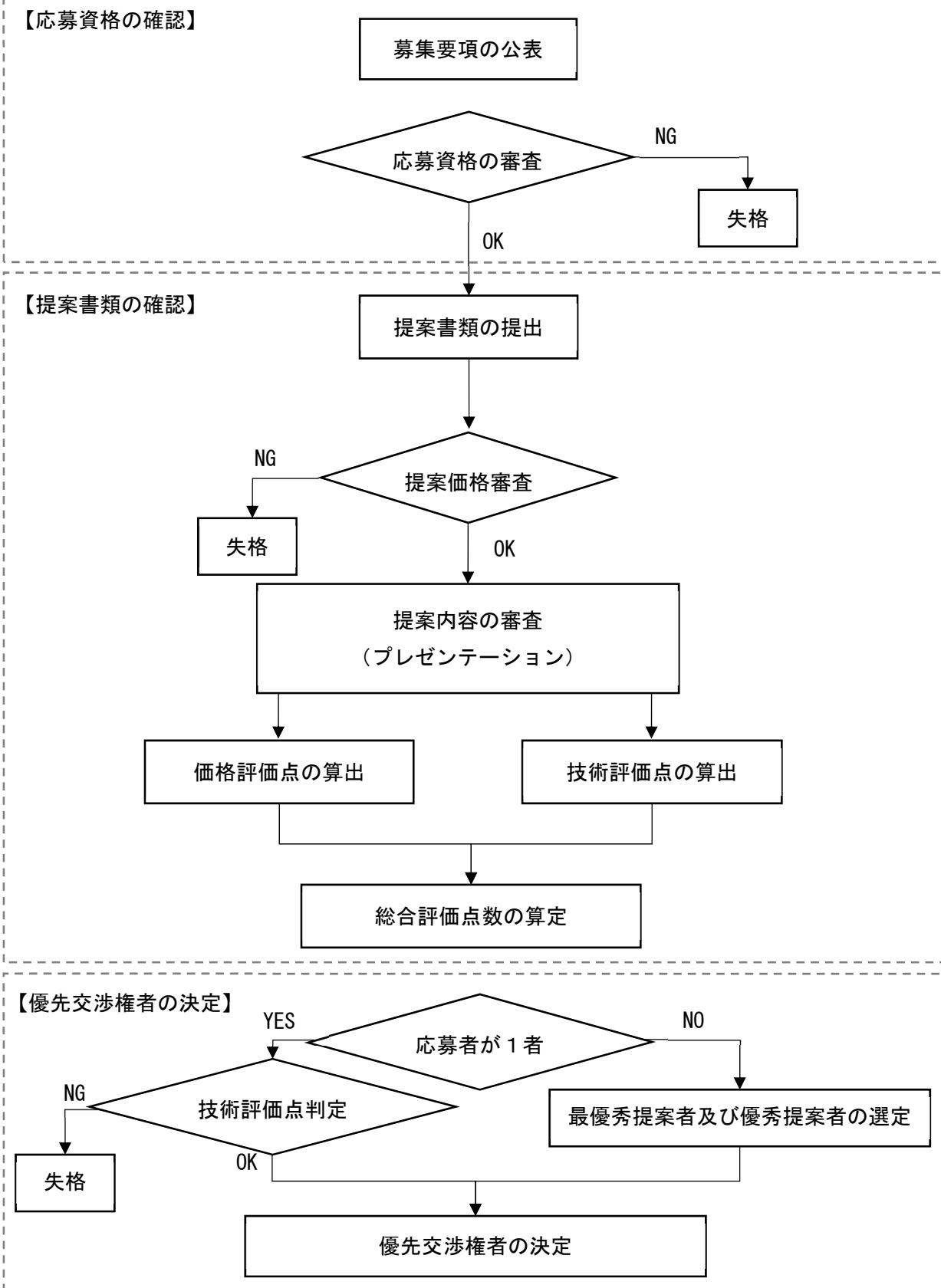
事業者の選定は、応募資格審査及び提案内容の審査により行う。応募資格審査は、応募者の参加資格について審査を行う。提案内容の審査は、提案価格のほか、要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の審査を行う。

### 3) 事業者選定の体制

提案内容の審査にあたっては、本組合が提案価格の審査を行ったうえで、本組合が設置した重要給水施設管路耐震化事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、公平性及び透明性を確保し、最優秀提案者及び最優秀提案者の次に優秀な提案者（以下、「優秀提案者」という。）の選定を行い、本組合は、選定委員会の選定結果を踏まえ、本事業における優先交渉権者を決定する。

### 3 優先交渉権者決定の手順

優先交渉権者決定までの手順は、次に示すとおりである。



## 4 応募資格の審査

### 1) 応募資格の審査

#### ア) 応募資格審査書類の審査

本組合は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

#### イ) 応募資格要件の審査

本組合は、応募者が募集要項に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

表 4・1 応募資格要件の審査内容

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要項「第4章. 応募者の備えるべき応募資格要件」の各項目

### 2) 応募資格審査結果の通知

本組合は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

## 5 提案評価

### 1) 提案書類の確認

本組合は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。

ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

### 2) 提案内容の審査

#### ア) 提案内容の審査

##### (1) 提案価格審査

本組合は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、提案価格が「見積上限価格×0.85（1円未満切り捨て）」を下回る場合は失格とする。

##### (2) 結果の通知

本組合は、提案価格の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

##### (3) 提案内容の審査

提案価格の審査後、選定委員会は、その応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。プレゼンテーションの概要は以下に示すとおりとし、詳細は応募者の代表企業へ通知する。

① 実施時期

令和 7 年 2 月中旬

② 実施場所

新水道局庁舎（燕市 箕ヶ島 新浄水場内） 2 階第 1 会議室

※令和 7 年 1 月より、水道局庁舎は移転します。移転後の住所は、燕・弥彦総合事務組合ホームページに掲載します。

③ 出席者

出席者（説明者）は応募者 1 者あたり 5 名までとする。また、総括責任者への配置を予定する者は必ず出席すること。

④ 実施時間

1 者 20 分以内（プレゼンテーション 10 分以内、ヒアリング 10 分以内）とする。なお、プレゼンテーション時間を 1 分超過した時点で説明を打切り、ヒアリングに移行する。

⑤ 実施方法

プレゼンテーションは選定委員が審査内容を把握しやすいように努めること。

⑥ 使用機器

会場には、スクリーン、プロジェクター（VGA ケーブル、HDMI ケーブル含む）を設置している。これら以外のパソコン等の機器は、各応募者が用意すること。

⑦ その他

- ・非公開で実施する。
- ・説明は提案書類に記載した内容に限り、追加資料の配布は認めない。

#### (4) 技術評価審査

技術の評価においては、応募者が提出した提案内容に対して審査項目及び配点に基づき得点化（以下、「技術評価点」という。）を実施する。

審査項目及び配点は、次のとおりとする。

表 5-1 審査項目及び配点

分類	項目	評価の視点	配点	
①企業・配置予定技術者実績	設計企業	1. $\phi 400$ 以上の開削工法による設計実績は十分か。 2. 推進工法の設計実績があるか。	3	
	建設企業	1. $\phi 400$ 以上の開削工法による施工実績は十分か。 2. 推進工法の施工実績があるか。	3	
	管材企業	1. ダクタイル鉄管（直管類）の製造実績は十分か。	1	
	配置予定技術者	1. 配置技術者は水道管布設工事等の業務実績が十分か。	3	
②業務計画に関する提案	業務実施方針 実施体制	1. 本事業の業務フロー上における重要事項が指摘されているか。 2. 確実に業務を遂行するための提案がなされているか。 3. 応募者の各構成企業の役割分担及び人員配置は明確か。 4. 発注者との連絡体制は十分か。 5. 地域経済に対する経済効果があるか。	10	10
③調査・設計・施工に関する提案	調査・設計計画	1. 今回必要な各調査の調査計画及び調査内容の考え方は十分か。 2. 設計における課題とその対策が具体的かつ効果的か。 3. 設計図、数量計算、工事費積算等の照査方法に具体性があるか。	10	
	施工計画 工期の確実性	1. 事故に対する安全管理対策、安全管理体制は具体的で実現可能か。 2. 地域的特徴を考慮した施工計画となっているか。 3. 交通障害、近隣住民、農作業者等への影響要因の想定及びその対策は具体的か。 4. 工程表において、準備から完成までの各工種が工期内に網羅されているか。 5. 工期の算定根拠は明確かつ具体的か。 6. 事業進捗が遅れた場合の対応策は具体的かつ効果的か。	40	60
	その他	1. その他、評価できる提案はあるか。	10	

※要求水準書に記載している内容は実施するものとし、提案書類には必ずしも要求水準書に記載している内容を記載しなくてもよい。

※建設企業の「 $1.\phi 400$  以上の開削工法による施工実績は十分か」について、管材企業が同等の実績がある場合は、建設企業が十分な  $\phi 400$  以上の開削工法による施工実績を保有している場合と同等の評価とする。

イ) 得点化方法

(1) 技術評価点の得点化方法

技術評価点は、評価項目ごとに以下のとおり4段階の評価を行い、得点化する。技術評価は各選定委員別に行う。各応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。

なお、技術評価点は、小数点第2位までを求める。

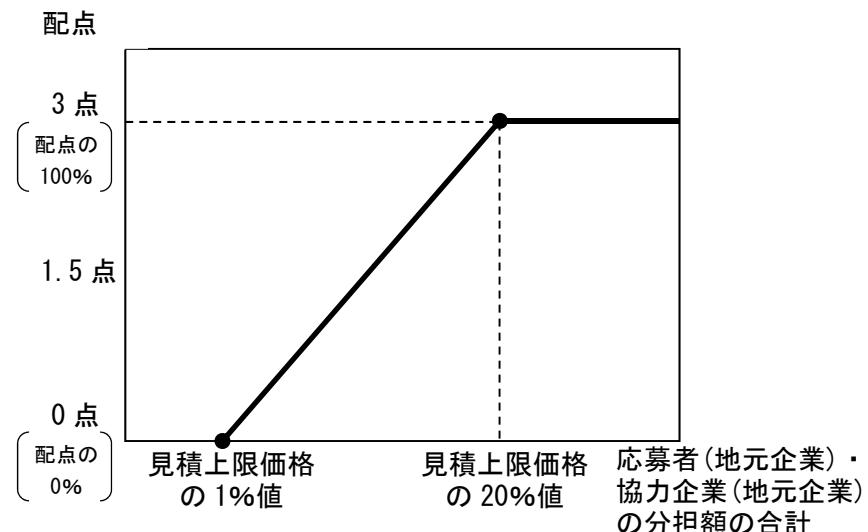
表 5・2 技術評価点の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	要求水準を超える具体的に極めて優れた提案がある	配点×1.00
B	要求水準を超える具体的な優れた提案がある	配点×0.75
C	要求水準を満たし、具体的な提案がある	配点×0.50
D	要求水準を満たすが、特に提案がない	配点×0.00

技術評価点の「業務実施方針・実施体制」に関する提案のうち、「5. 地域経済に対する経済効果があるか。」に関する評価は、次の方法により得点化する。

応募者の地元企業及び協力企業（地元企業）の分担額の合計が、見積上限価格の20%以上に相当する提案を3点（配点の100%）、見積上限価格の1%以下を0点（配点の0%）として、それらの中間の分担額については直線補間により評価する。

なお、この得点は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。



## (2) 價格評価点の得点化方法

価格評価点は、次の方法により得点化する。

- ① 提案価格が見積上限価格以下の者のうち、最低の者の提案価格を最低提案価格とし、配点の満点である 20 点を価格評価点として付与する。
- ② 上記以外の応募者の得点は、下記の式により最低提案価格との比率をもって小数点以下第 3 位を四捨五入し小数点以下第 2 位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (20 点)} \times (\text{最低提案価格} \div \text{当該応募者の提案価格})$$

## 3) 総合評価点の算定及び最優秀提案者等の選定

### ア) 総合評価点の算定

各応募者について、価格評価点及び技術評価点を合計し、総合評価点（100 点満点）を算出する。

### イ) 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「調査・設計・施工に関する提案」の「施工計画・工期の確実性」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

## 4) 優先交渉権者の決定

本組合は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が 1 者のみであった場合は、募集要項の規定により優先交渉権者のみを決定する。このとき、応募者の技術評価点が 50%以上の場合を優先交渉権者とし、50%未満の場合は失格とする。

## 5) 審査結果の通知及び公表

本組合は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、本組合ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、応募者の代表企業の名称のみ公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して 7 日以内に本組合へ説明を求めることができる。